

令和5年度農地中間管理事業活動方針

担い手への農地集積8割を目指し、「農地中間管理機構による集積目標2,000ha」を達成するため、以下の項目について重点的に取り組む。

令和5年度は、農地関連法が改正され、2年間の制度移行期間の初年目にあたり推進体制を整備するとともに、地域計画の協議の場を活用した集積・集約化の促進や基盤強化法による相対の貸借から機構を介した貸借への切替と併せて、農業法人協会との連携や新規就農者への取組みなど、関係機関一体となって地域の実状に合せた農地の集積・集約化を推進する。

1 地域計画策定における協議の場を活用した集積・集約化の促進

- ・ 市町村が策定する地域計画は、将来の農用地利用集積等促進計画の実質的な設計図となることから、協議の場や目標地図作成の初期段階から積極的に参画し支援を行う。
- ・ 引き続き県が取り組む支援策と連携しながら、地域計画の策定に取り組む地区等の中から推進モデル地区を設置し、地区全体の農地を一括で機構が借受けて、地域を担う中心経営体へ農地を集積・集約化していく取組みを推進する。

2 基盤強化法による貸借から機構を介した貸借への切替の推進

- ・ 基盤強化法による貸借契約で期間満了を迎える案件を中心に、新規案件も含めて、市町村へ働き掛けを行い、機構を介した貸借への切替えを推進する。
- ・ 円滑化団体（JA）が保有する貸借農地については、出し手・受け手が引き続き安心して貸借を行うことができるよう、現場の実状に応じて機構を介した貸借への切替えを引き続き実施する。

3 新たな農地の受皿の確保と集積・集約の推進

- ・ 農業法人協会と連携し会員法人に対する他制度からの切替えと口頭契約の解消を推進し、農地の集積・集約化を図る。
- ・ 公社が持つ農地の中間保有機能を活用し、新規就農者向けの農地の確保や認定研修機関が研修用農地とすることにより、将来の地域の担い手となる新規就農者への農地の貸し付けを推進する。

4 基盤整備実施地区における推進

- ・ 基盤整備実施地区では、市町村・農業委員会・JA・土地改良区・県等と連携し、受益地区全体と機構との一括契約を推進する。また、事業実施に伴う農家負担の軽減を図るため、機構集積協力金を活用する取組みを積極的に推進する。

- ・ 基盤整備実施地区における農地の集約化を進めるため、市町村等関係機関と連携して、地域営農法人の設立に向けた話し合い活動を支援する。

5 中山間地域等における農地集積・集約化の展開

- ・ 中山間地域では、農地の持続的利用を図るため、交付要件の緩和された機構集積協力金を最大限活用する。また、中山間地域等における遊休農地の解消を図るため、補助事業を活用し簡易な整備を行ったうえで、担い手等へ農地を集積する。
- ・ 中山間地域では、樹園地の園内作業道の整備や機構関連事業等の小規模な基盤整備を契機とした農地集積・集約化の取組みを推進する。

6 重点・促進地区の継続的な支援

- ・ これまでに設置した重点・促進地区において、地域営農法人の設立を引き続き支援する。また、これまでに設立された地域営農法人に対しては、永続的な地域の受け皿となるよう経営安定に向けた働きかけも引き続き行うとともに、更なる農地の集積・集約化を推進する。

7 農地関連法の改正への対応

- ・ 農地関連法の改正により、今後機構を介した貸借の増加が見込まれることを受け、市町村・農業委員会・JA等関係機関と連携し、現場において確実に対応できるよう体制を整えていく。
- ・ 策定した地域計画が農用地利用集積等促進計画の作成へ円滑に結びつくよう、関係機関と連携し体制整備を行っていく。